

全国町村評議会・総務省要請行動について

全国町村評議会は、2024年5月22日(木)11時30分から総務省公務員部に対する要請行動を行った。

自治労出席者

宮脇議長、藤本副議長、瀧口幹事、木藤幹事、小林幹事、植村幹事、
郷組織拡大局長（全国町村評議会事務局長）、ほか書記2人

総務省出席者

西畑宏治（公務員部給与能率推進室課長補佐）、酒井修（公務員部公務員課課長補佐）、廣邊健太郎（自治財政局交付税課係長）、久保田博（公務員部公務員課応援派遣室係長）、伊藤将吾（公務員部公務員課係長）、河野倫也（公務員部公務員課総務事務官）

冒頭、郷組織拡大局長（全国町村評議会事務局長）より「今日の要請は町村現場で働く約6万7000人の組合員から『総務省にぜひ現場の実態を伝えて』との委託を受けてきた。よろしくお願ひしたい。」とあいさつした。要請書に対する総務省からの回答は以下の通り。

【総務省側の回答】

1.

- 地方公務員の給与については、地方公務員法に基づき、各地方公共団体の議会において条例で定められるものである。
- 総務省としては、地方公務員の給与について、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行ってまいりたい。

2.

- 地方の一般財源総額については、「骨太の方針」において、令和4年度から6年度までの3年間、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされている。
- 今後、令和7年度以降の地方の一般財源総額のあり方については、骨太の方針の策定に向け経済財政諮問会議において議論がなされるものと考えているが、地方団体が予見可能性を持ちながら、必要な行政サービスを提供しつつ、安定的な財政運営を行っていけるよう、必要な一般財源総額を確保すべく最大限の努力をしてまいる。

3.

- 地方公共団体においては、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な人員配置に取り組むことが重

要と考えている。

○ 近年では、一般行政部門の常勤職員数は、平成26年を境に、9年連続で増加し、令和5年4月までの間で約3.4万人の増となっている。

また、町村においても、近年、9年連続で増加している状況となっている。

○ 総務省としても、地方公共団体の職員数の実態などを勘案して地方財政計画に必要な職員数を計上しており、令和6年度地方財政計画においては、職員数全体で約1.4万人の増としている。

○ 加えて自然災害への対応については、全国の地方公共団体に対し、地方三団体などと連携して応援職員派遣の依頼などを行うほか、大規模災害の際に、事前登録した中長期派遣要員を地方三団体などと調整の上、派遣する「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」を構築している。

○ 本制度において、登録された職員に係る人件費に対して、地方交付税措置を講じており、令和5年度からは措置の要件を緩和する見直しを行った。併せて、技術職員の確保を計画的に行うよう、都道府県において、「技術職員確保計画」を策定し、毎年度、見直しを行うよう要請している。

○ 今後とも、地方公共団体の実態などを十分に踏まえて、必要な対応を行ってまい

4.

○ 会計年度任用職員に係る人件費については、地方財政計画に計上しており、制度改革等があった際には、必要な財源を確保してきたところ。

○ 例えば、令和6年度地方財政計画においても、会計年度任用職員の給与改定に要する経費として600億円、勤勉手当の支給に要する経費として1,810億円を計上している。

○ 普通交付税の算定において、会計年度任用職員に係る給与改定及び勤勉手当等の支給に要する経費については、

- ・特別支援教育支援員など、従事する職務を具体的に想定している場合は個別の算定項目の単位費用の積算に、

- ・その他の会計年度任用職員の経費については、包括算定経費の単位費用の積算に、それぞれ反映しており、その旨、地方団体に周知しているところ。

今後とも、地方団体の必要な情報を可能な限り分かりやすくお示しするよう努めてまい

○ 会計年度任用職員の具体の給料等の制度や水準を定める際には、地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、地域の民間企業において同一又は類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定する必要がある旨助言しているところ。

○ 会計年度任用職員の休暇制度については、これまで、国家公務員の非常勤職員の

休暇制度との権衡を踏まえ、適切な対応を行うよう助言してきたところ。

○ 国家公務員の非常勤職員の休暇制度については、業務の必要に応じその都度任期や勤務時間が設定され任用されるという非常勤職員の性格を踏まえ、民間の状況などを考慮し、必要な措置が行われていると承知している。

○ 引き続き、国家公務員の動向を注視しながら、適正な勤務条件の確保を進めてまいりたい。

以上の総務省からの回答を受け、意見交換を行った。

【意見交換】

幹事：募集数に対する応募数の差が広がっている。民間との賃金差が影響していると感じる。30代半ばで民間や近隣自治体に転職するケースも散見されている。職員の負担増により個人の業務が増えることに加え、人を育てる時間も奪われている実態がある。給与差のため公務職場を選択肢として選ばない傾向になっている。公務職場の全体的な業務量の削減と目に見える形での民間職場との賃金格差の縮小がなされれば公務職場への人員増が望めるのではないか。

総務省：現場の情報を伝えて頂きありがたく思う。実態をふまえながら検討を進めていくこととなる。

幹事：離島ではせっかく入職しても何年かすると転職してしまう実態がある。特に保健師と土木技師が慢性的に不足している。災害時の派遣等の制度はあるが、常態的にその自治体にいるような人材派遣のような勤務形態ができたらと思っている。

幹事：地元新聞に「国にない『持ち家手当』支給しているのはいかがなものか」という記事が掲載され、給与能率推進室のコメントも載っていて「廃止を基本的に指導していく」というような内容だったかと思う。①持ち家手当を支給したことに対するペナルティはない、②手当は各自自治体の労使によって自主的に決めるもの、この2点を確認したい。また、要望として2点、①マスコミの取材に対して手当は自主的に自治体できめるもの、ということも伝えて頂きたい。②国と地方は対等な関係であるから「指導」という形で労使で決めたことに対する実質的な介入はやめて頂きたい。

総務省：新聞にどのような記事が掲載されているのか把握してないが、支給をした場合のペナルティはないが、地公法24条2項「均衡の原則」をふまえ国の給与制度によって廃止がなされていてそれと同様の取り扱いをすることが原則だという旨の助言をしたのかと。2点目の「労使交渉によって決める」に関しては地方公務員の給与は住民の負担によって賄われていることから、民主的統制の原則より条例で定めるとされている。そのため、地方公務員の給与については住民の理解と納得が得られるというベースで適正な給与にして下さいという助言をしていくスタンスになっている。ご要望について、総務省としては地方自治法とか地方公務員法に基づいた技術的助言をしているという立場である。

幹事： 条例で定められているということは、地域住民の代表である議会議員が議論して決めているということ。社会的に「賃上げ」という情勢のなかで「手当をなくせ」ということ自体が今の流れに逆行していることと、あわせて地域の実情として受け止めて頂きたい。

幹事： 基本的なことだが伺って、単組の仲間に持ち帰りたい。①ラスパイレス指数について、100の指標が望ましいということだが、高くても100という考え方なのか。②保育士の配置基準で3歳児が15対1、というのも交付税に算定されていると認識しているが、当局が読み解けなくて踏み切れてない現状がある。確実に算定されていることについて確認したい。

総務省： ①一律にラスパイレス指数を100%に、ということを上申していることではないと認識している。国家公務員との比較の水準を見るうえでの1つの参考指標で、それを元に必要な制度や運用が適切かについて適正な措置を図って頂きたいということで助言させて頂いている。②細かい資料について持ってきていないので、確実な回答はできないが、令和6年度分については、令和6年1月に全国の財政課長市町村担当課長会議で改正点などをお伝えしたところ。そちらをご確認いただきお問い合わせいただければ。引き続き実態をお伺いして、適切に対応してまいります。

【まとめ】

最後に議長から、「今日は地域の実態を話させてもらったが、本当に職員は疲弊している。1人で多くの業務を抱えており、国の新しい動きが出てきた時に、急なスパンでやるものが降りてくると、日常の業務もままならない状況の中でメンタルで休んでいく人もいる。また災害時の派遣の制度で、都道府県で採用する制度について、県庁の方にも聞いたら、「県庁の土木技術職員を取るだけで精一杯で、市町村に人を出せるほど採用できない」と明確に回答もらっているような状況だ。地域的に大規模な南海トラフが来た時、本当に支援に来てくれるのか。自治体として自分の住民をどうやって助けるのか、というのを非常に心配している。町村は財政基盤も弱く、交付税もしっかりと財政措置もしてもらいつつ、総務省には町村の様々な情報を捉えて、情報発信していただきたい。あと、人事当局側もいろんな業務抱えており、中央の動きも分からない部分があるので、丁寧な説明をお願いしたい。」と発言をし、要請行動を終えた。